

ID: 18

担当部署: 各課共通

処分の概要	手数料の徴収
例規名 根拠条項	大河原町手数料徴収条例 第1条
例規番号	平成12年条例第1号
<p>【基準】</p> <p>第1条及び第2条の規定による。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通につき 450円</p> <p>(2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項1件につき 350円</p> <p>(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通につき 750円</p> <p>(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項1件につき 450円</p> <p>(5) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明の交付手数料 1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)</p> <p>(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧手数料 書類1件につき 350円</p> <p>(7) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項の規定(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査に係る臨時運行許可申請手数料 1両につき 750円</p> <p>(8) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良宅地造成認定申請手数料 86,000円</p> <p>(9) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2</p>	

第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良住宅新築認定申請手数料

- ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき 1件につき 6,200円
- イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 1件につき 8,600円
- ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき 1件につき 13,000円
- エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき 1件につき 35,000円
- オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるとき 1件につき 43,000円

(10) 平成10年改正措置法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定又は平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る良質住宅新築認定申請手数料

- ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき 1件につき 6,200円
- イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 1件につき 8,600円
- ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき 1件につき 13,000円
- エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下 1件につき 35,000円
- オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるとき 1件につき 43,000円

(11) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の住宅又は取得した家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査に係る住宅用家屋証明申請手数料 1,300円

(12) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料 1頭につき 3,000円

(13) 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料 1頭につき 550円

(14) 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料 1,600円

(15) 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料 340円

(16) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定による鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料 3,400円

(17) 固定資産の価格等の証明手数料 1枚につき 300円

(18) 固定資産現況調査を要する証明手数料 1筆、一棟(付属屋は棟数から除く。)又は一種につき 400円

(19) 前2号に掲げるもののほか町税に関する証明手数料 1枚につき 300円

(20) 固定資産課税台帳の閲覧手数料 1件につき 300円

(21) 地籍図の閲覧手数料 1枚につき 300円

- (22) 印鑑の登録及び証明手数料
 - ア 印鑑登録証交付手数料 1件につき 300円
 - イ 印鑑証明手数料 1枚につき 300円
- (23) 住民票、除かれた住民票の写しの交付手数料 1枚につき 300円
- (24) 戸籍の附票の写しの交付手数料 1通につき 300円
- (25) 住民基本台帳の閲覧(1行政区をもって1件とする。)手数料 1件につき 300円
- (26) 住民票記載事項証明書の交付手数料 1枚につき 300円
- (27) 地籍調査の成果に関する土地情報の図面等の交付手数料 次表のとおり

種類	単位	金額
地積測量図	1筆	1,000円
一筆図形	1筆	500円
筆界点座標値一覧表	1筆	200円
図根基準点座標値一覧表	1件	500円

- (28) その他の証明手数料 1件につき 300円

備考

設定年月日

令和3年7月5日

最終変更年月日

年 月 日